

寄せられた意見及び意見に対する考え方

| No | 項目 | ページ・行 | 意見の概要 | 意見に対する考え方 |
|----|------------------|-----------------------|--|---|
| 1 | 3. VOC排出抑制制度の在り方 | 3頁31行目 ～ 4頁5行目 | <p>中央環境審議会大気環境部会揮発性有機化合物排出抑制専門委員会(第16回)で示された報告骨子では、「VOC排出抑制制度を廃止した場合、大気環境の悪化を招くおそれがある」との懐疑的な見解は示されていない。また、産業界の自主的取組によるVOC削減を現状維持(=現状非悪化)にすべきという意図がくみ取れる表現にすべきであると考えことから、以下のとおり修正すべきである。</p> <p>(修正前) 一方、VOC排出抑制制度を廃止した場合、再び大気環境の悪化を招くおそれがある。これらことから、当該附則に基づく制度の見直しについて特段の必要性は認められず、法規制と自主的取組を組み合わせた現行のVOC排出抑制制度はそのまま継続することが適当と考えられる。</p> <p>(修正後) 一方、VOC排出抑制制度を廃止した場合、「1. 検討の経緯(1頁)」に記載されている平成22年度の排出抑制目標に対して、法規制と自主的取組の双方の政策手法を組み合わせること(ベストミックス)による光化学オキシダントの改善等の効果を維持することを担保する根拠を失うこととなる。これらことから、当該附則に基づく制度の見直しについて、今後も法規制と自主的取組のベストミックスによる効果を期待することから、法規制と自主的取組を組み合わせた現行のVOC排出抑制制度はそのまま継続することが適当と考えられる」に修正すべきである。</p> | <p>これまでのSPMや高濃度域の光化学オキシダントの低減はVOC排出抑制対策の成果であることが示唆されていることに鑑み、当該箇所については、VOC排出抑制制度を廃止すると大気中のVOC濃度が再び上昇することの懸念を記載したものです。また、これまでの産業界の自主的取組を引き続き維持することも含めて「現行のVOC排出抑制制度はそのまま継続することが適当」としているものであり、原案のとおりとします。</p> |
| 2 | 4. 他法令による規制との整合性 | 5頁12行目 ～ 5頁15行目 | <p>VOCが直接ではないにせよ、間接的に人の健康等に影響することを断定した表現であり、適切な表現とはいえないため、以下のとおり修正すべきである。</p> <p>(修正前) 一方、大気汚染防止法に基づくVOC排出規制は、VOCが及ぼす人の健康への直接の有害性に着目したのではなく、大気中においてSPM及び光化学オキシダントを生成する反応を経て人の健康等に影響することを防止することを目的としている。</p> <p>(修正後) 一方、大気汚染防止法に基づくVOC排出規制は、同法に基づく指定物質の排出等の規制やPRTR法に基づく物質管理とは目的が異なり、VOCが及ぼす人の健康への直接の有害性に着目したのではなく、大気中においてSPM及び光化学オキシダントを生成する反応を経て人の健康等に影響することを防止することを目的としている。</p> | <p>大気汚染防止法に基づくVOC排出規制の目的が、SPM及び光化学オキシダントの前駆物質の一つとしてのVOC削減であることを記載したものです。一方、SPM及び光化学オキシダントについては、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として環境基準が設定されています。したがって、原案のとおりとします。</p> |

| No | 項目 | ページ・行 | 意見の概要 | 意見に対する考え方 |
|----|---------------------------|-----------------------|--|--|
| 3 | 5. 事業者の負担軽減 | 5頁26行目 ～ 5頁29行目 | <p>「改正法附則第2条に基づき、今後の揮発性有機化合物(VOC)排出抑制対策の在り方について検討するにあたり、これまでの取組の結果、VOC排出量が目標を大幅に上回る削減を達成した状況を踏まえ、事業者の負担軽減を図り、より効率的な体系づくりを推進することが重要である。」の下線部については、具体的な表現に修正すべきである。</p> | <p>固定発生源からのVOC排出量が目標を上回る4割以上削減された現状を踏まえ、事業者の負担軽減は重要な項目であると認識しており、本専門委員会において、法定検査回数を削減(2回1回)することとしました。その他事業者の負担軽減策としては、適用除外物質の追加や緊急時の措置の緩和が考えられますが、これらについては、5(2)、(3)にも記載のとおり、さらに検討を行う必要があると考えています。</p> |
| 4 | 5. 事業者の負担軽減 (3) 緊急時の措置 | 8頁15行目 ～ 8頁23行目 | <p>「光化学オキシダント調査検討会報告書(平成24年3月)」では、「VOC排出抑制による高濃度域の光化学オキシダント改善の可能性が示唆される」と、「VOC排出抑制による定量的な光化学オキシダント濃度への効果が把握されていない」ことが併記されているが、報告案は「高濃度域の光化学オキシダント改善の可能性の示唆」を否定するような表現になっており、以下のとおり修正すべきである。</p> <p>(修正前) 「光化学オキシダント調査検討会報告書」では、「従来より進められてきた窒素酸化物排出規制に加え、VOC排出抑制制度等の前駆物質の排出削減対策が進められたことにより高濃度域の光化学オキシダントが改善している可能性が示唆される。」とまとめられているものの、現時点ではVOC排出抑制による定量的な光化学オキシダント濃度への効果は把握されていない。 <u>したがって、今後も引き続き現行の措置を行うとともに、よりの確な緊急時の措置の実施に向けて、「光化学オキシダント調査検討会報告書」に基づき、排出インベントリの精緻化やシミュレーションモデルの高度化等の調査研究を推進し、緊急時の措置の在り方を検証していくことが必要である。</u></p> <p>(修正後) 「光化学オキシダント調査検討会報告書」では、「従来より進められてきた窒素酸化物排出規制に加え、VOC排出抑制制度等の前駆物質の排出削減対策が進められたことにより高濃度域の光化学オキシダントが改善している可能性が示唆される。」とまとめられている。他方、現時点ではVOC排出抑制による定量的な光化学オキシダント濃度への効果は把握されていないことも事実である。 <u>そのため、今後も引き続き現行の措置を行うとともに、よりの確な緊急時の措置の実施に向けて、「光化学オキシダント調査検討会報告書」に基づき、排出インベントリの精緻化やシミュレーションモデルの高度化等の調査研究を推進し、緊急時の措置の在り方を検証していくことが必要である。</u></p> | <p>ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>「光化学オキシダント調査検討会報告書」では、「従来より進められてきた窒素酸化物排出規制に加え、VOC排出抑制制度等の前駆物質の排出削減対策が進められたことにより高濃度域の光化学オキシダントが改善している可能性が示唆される。」とまとめられている。他方、現時点ではVOC排出抑制による定量的な光化学オキシダント濃度への効果は把握されていないことも事実である。 したがって、今後も引き続き現行の措置を行うとともに、よりの確な緊急時の措置の実施に向けて、「光化学オキシダント調査検討会報告書」に基づき、排出インベントリの精緻化やシミュレーションモデルの高度化等の調査研究を推進し、緊急時の措置の在り方を検証していくことが必要である。</p> |

| No | 項目 | ページ・行 | 意見の概要 | 意見に対する考え方 |
|----|--------------------|----------------------|--|--|
| 5 | 6. VOC排出状況のフォローアップ | 8頁31行目 ～ 9頁2行目 | 「固定発生源からのVOC排出量の把握」という表現については、中央環境審議会大気環境部会揮発性有機化合物排出抑制専門委員会(第16回)で示された報告骨子にあった「VOC総排出量の把握」とすべきである。「VOC総排出量の把握」とは、現在行っている産業団体ごとに会員企業等のVOC排出量を集計して国に報告して把握することではなく、国、環境省がこれまでのインベントリー調査等の成果、事業者からの報告をもとに国が把握することを示していると考えている。「固定発生源からのVOC排出量の把握」ということになると、現在の把握方法にとどまらず、エンドオブパイプごとのVOC排出量を把握することも解釈できる。 | VOC排出状況等のフォローアップについては、今後もこれまで行ってきた「固定発生源からのVOC排出量の把握」を継続することが必要であるため、原案どおりとします。なお本報告案にも記載したとおり、事業者の負担軽減にも配慮し、従前より内容を軽減した形で実施可能かについて検討し、対応することが望ましいと考えています。 |
| 6 | | | 「固定発生源からのVOC排出量の把握」については、「事業者の負担軽減にも配慮し、従前より内容を軽減した形で実施可能か検討し、対応することが望ましい。」としているが、このままでは、「検討した結果、より精緻な調査を事業者に求めるように対応する」こともあり得ると解釈できるため、誰が、何を対応することが望ましいとしているのかを明確にすべきである。 | 国において事業者の負担軽減に向けた調査内容の検討・対応を行うことについて記載したものであり、原案のとおりとします。 |
| 7 | その他 | - | VOCであるN-メチルピロリドンの試料採取を捕集バッグにより実施しているが、既存の捕集バッグでは減衰が著しく濃度定量方法として問題があると感じている。濃度定量方法の検討にあたっては、捕集バッグによる試料採取が不適当な場合には別の方法を考えるなど、合理的な手段を採用すべきではないか。 | ご指摘頂いた内容については、今後の参考とさせていただきます。 |
| 8 | | - | フタレート系・アジペート系可塑剤、リン系可塑剤・難燃剤、ピレスロイド系殺虫剤、ネオニコチノイド系物質などのSVOC(準揮発性化学物質)は、吸入によって人の健康に影響を与えるおそれがあるため、大気汚染規制を検討すべきである。これらの物質はシックハウスの検討会で俎上にのぼっているが、室内だけでなく、室外でもその汚染が懸念される。 | 本専門委員会報告は、SPM及び光化学オキシダントの前駆物質としての揮発性有機化合物(VOC)排出抑制対策について、今後の在り方を検討したものであり、ご指摘頂いた内容については、今回の検討内容とは直接関連ないものと考えています。 |
| 9 | | - | イソシアネート系物質を原料とするポリウレタンについて、残存している未反応モノマー等の低重合体や重合体の分解物としてのイソシアネート化合物による環境汚染が懸念される。人の健康への影響防止のための規制対策が必要である。 | |
| 10 | | - | 日常生活で使用する製品に香料を添加されたものが増加しており、体の異常をきたす人もいる。また、香料の一部は大気経路で水系汚染に繋がるおそれが強い。香料については、PPCP(医薬品や個人用ケア製品)規制検討の対象とすべきである。 | |